

	質疑	回答
1	<p>・仕様書の「8」(2)に、「設置する広告媒体の種類・位置・数量は、対象施設が高い公共性をもつことを考慮して提案してください。」とありますが、</p> <p>「15」採点基準は(1) 価格点、(2) 実績点、(3)、+αの提案の3項目で、</p> <p>公共性を考慮しない提案内容でも、採点基準の(1)、(2)、(3)の配点が高い提案が採用されることもありますか？</p> <p>また、公共性を考慮しない提案内容の場合、採点基準の(1)、(2)、(3)の配点が高い提案内容であっても、失格等になる場合がありますか？</p>	<p>広告媒体の種類・位置・数量については、頂いた企画提案書を基に問題ないか確認し審査します。</p> <p>その際、公共利用を阻害する可能性のある場所に広告設置の提案がなされた場合については、除外することとし、審査の中で事業者にご連絡の上、内訳書を基に提案金額から減じることとします。</p> <p>なお、仕様書のとおり(1) 価格点、(2) 実績点、(3)、+αの提案の3項目で審査したうえで、配点が高い提案が採用されます。</p>
2	<p>・仕様書の「4」(5)に「受付番号発券機の仕様については、別紙に定めるものとする。」とあり、</p> <p>「8」(4)に「自動受付番号発券機の仕様は、市との協議により決定することとします。」となっておりますが、仕様は市との協議により決定するものの解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>受付番号発券機の仕様については、別紙「運河駅自由通路等有料広告事業 受付番号発券機仕様書」に定める条件を満たすものであれば問題ありませんが、機能等の詳細については、優先交渉権者と協議を行います。</p>